

議案第 80 号

平成 29 年度瑞穂町箱根ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定
により、平成 29 年度瑞穂町箱根ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算
を別紙監査委員の意見書を付して議会の認定に付します。

平成 30 年 9 月 3 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

平成29年度瑞穂町箱根ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、平成29年度瑞穂町箱根ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

平成29年度瑞穂町箱根ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

平成30年7月25日（水）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額929万1,044円、歳出総額699万265円で、歳入歳出差引残額230万779円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

歳入の状況は、収入済額が929万1,044円で、調定額に対し100%の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の56.11%を占める基金繰入金、22.84%を占める財産収入及び21.05%を占める繰越金である。

歳出の状況は、支出済額が699万265円で、予算現額に対し75.41%の執行率である。

支出の主なものは、総務費では、管理等委託料及び箱根ヶ崎財産区基金積立金、諸支出金では、一般会計繰出金である。

以上が決算の概要であるが、平成29年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努

力を望む。

平成30年8月3日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 高 水 永 雄